

平成 22 年度第 1 回成田市地域包括支援センター等運営協議会会議概要

1 開催日時

平成 22 年 7 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分

2 開催場所

成田市役所 議会棟執行部控室

3 出席者

（委員）

亀山幸吉会長、鈴木三代子、岩本延子、鈴木敬一郎、長谷川修、岡田秀彦
藤江浩、鈴木恵子、宮前信彦 以上 9 名（欠席：多田照子）

（事務局）

川口福祉部長、鳥羽統括主幹、
佐久間高齢者福祉課長、鈴木主査、吉野主任主事
近藤介護保険課長、坂本副主幹、石井副主幹、太田主査
成田市西部北地域包括支援センター 北村管理者
成田市中心地域包括支援センター 出村管理者

4 次第

1. 開会
2. 委任状交付
3. 福祉部長あいさつ
4. 委員紹介
5. 市側職員紹介
6. 会長・副会長選出
7. 会長あいさつ
8. 議題

（1）地域包括支援センターの運営等に関すること

- ① 平成 21 年度事業実績について
- ② 介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について
- ③ 地域包括支援センターの委託について

（2）地域密着型サービスの運営等に関すること

- ① 地域密着型サービスの状況について
- ② 他市町村に係る同意の状況について
- ③ 地域密着型サービスの整備について

9. その他

10. 閉会

5 議事（要旨）

（1）地域包括支援センターの運営等に関すること（事務局説明）

（質疑応答）

委員 介護予防特定高齢者施策についてかなりの実績がでていますが、各包括支援センターでそれぞれ行っているのではなく、全体で行っているのか。

事務局 21年度の介護予防ケアマネジメントについては、高齢者福祉課内の地域包括支援センターが市全域のケアマネジメントを行った。健診が終わり決定者がでてその方々を教室に勧奨する時期と、包括の委託の時期が重なってしまったためタイミング的に委託ができなかった。

委員 健診の受診率はかなり低いですが、特定高齢者の洗い出し作業について健診以外の方法でやっていることはあるのか。

事務局 生活機能評価の健診とあわせて1本で実施しているが、そのほかには、各地域包括支援センターの実態把握調査や市の看護師が65歳以上のお宅を訪問しチェックリストを作成し、そのなかから対象となる方にはできるだけ市の検診を受けていただいている。

委員 健診の受診率を上げるのは健康増進課の方の問題であると思うが、現状として対象者全員に案内状はだしていないのではないのか。老化とともにこういった特定高齢者は増えていくわけで、どういうふうに推移し、時間的変化を求めていくか。分母となる検診事業の方に問題があるのではないのか。

事務局 健診については、65歳以上で要支援、要介護の認定者以外の者には受診券は渡している。指摘のあった健診の受診率の低さは厚生労働省の方でも問題としてとらえており、健診だけに頼らない方法として、アンケート形式のようなものを国では考えている。検討段階ではあるが、受診券と合わせてこのアンケートを配布し特定高齢者の把握に用いる予定です。

委員 受診者に対する特定高齢者の決定者割合ですが、県下他市や国の状況からするとどうなのか。

事務局 国は65歳以上の1号被保険者人口に対して5%と見ている。成田市の65歳以上の人口は2万人であり、5%で1,000人となり、21年度の決定者1,087人は国の基準と同じくらいである。他の市町村よりは比較的割合は高いが、実際、事業参加者は100数人程度であり介護予防事業の結びつきには問題があるので、健診以外の方法も必要であると考えている。

委員 介護予防ケアマネジメント委託契約の基準となるものは何かあるのか。

事務局 明確な基準はないが、新規の事業所に関しては、予防ではなく要介護の計画を作成して実績が認められること、事務所の職員数等を考慮し委託している。

委員 利用者からのトラブルや苦情はないか。

事務局 介護認定の結果、要支援の方が要介護になる場合は問題がないが、要介護のケアマネジャーが要支援についた場合、一人当たり8件という制限があるため、要介護のケアマネジメントは受けられるが、要支援は受けられないということがある。なるだけ要介護から要支援になる時も同じケアマネジャーについてもらえるようしている。

委員 本来、圏域を分けているので圏域内の委託になるはずだが、資料からみると3つある包括支援センターの複数から委託されている所もある。委託される側からは圏域が無視されているように思われるが、この点について包括の在り方はどうなのか。

事務局 これまで、直営包括対応でのケアマネジメントを専任で1人につき35件を上

回る処理をしていた状況がある。21年度に西部北と中央の2つの包括へ契約を引継いだ際に、利用者の混乱を招くことを懸念し、そのまま委託先を引継がせてもらった。今後については、圏域での特殊性についても意識しなければならないので、新規の委託に関しては包括自前でやっていかなければならない。

委員 予防の方は事業所を選べない。引継ぎをしたときに分けたため今このような現状になっているが、3年・5年後は圏域という特色が出てくるということでしょうか。

事務局 要介護から要支援になったものは直営で行うには特殊性があるので、要介護でケアプランを作成していた事業所に引継いでもらうが、全くの新規のものについては包括自前による作成を重視して行っていきたい。

(2) 地域密着型サービスの運営等に関することについて（事務局説明）

（質疑応答）

委員 密着サービス型は東部では初めてだが、地域によってかなりのサービスのばらつきがあるようだが。結果的に利用者というのは、地域を越えて使用せざるをえない。人口比率はこれであっているのか。

事務局 人口比率からいうとどうなのかとなると難しい。本来、地域密着型サービスは地域ごとに運営するものだが、ある程度整備が整うまでは圏域を超えて全体をカバーしていきたい。今回、東部圏域に認知症対応型通所介護の選定候補者があり、小規模多機能型居宅介護の方も説明会を開催し募集していく予定です。

委員 地域密着型サービスの事業者で、今回デイサービスの事業所の指定をしているが、利用者の定員は何人かお聞きしたい。

事務局 今回の選定候補者の2事業者のうち、島田建設は10名を、萩は12名を予定しています。最大12名までが認知症対応型通所介護の利用定員になっています。

6 その他（事務局説明）

今年度、東部圏域に小規模多機能型居宅を整備する計画があり、9月3日に再度事業者説明会を開催する予定です。その結果、申込みをする事業所があれば、地域密着型サービス事業者選定委員会を開催して選考することとなる。本運営協議会については次回開催を来年の2月から3月に予定しており、開催まで期間があるので、候補者の概要について書面で報告させていただき、委員の皆さまのご意見をいただくこととさせていただきます。

7 傍聴

(1) 傍聴者 無

8 次回開催日時（予定）

平成22年2月～3月